

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」 (公共サービス改革法)

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から、

- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 官民競争入札・民間競争入札を活用することによって、
公共サービスの改革(質の維持向上及び経費の削減)を推進

「官民競争入札」とは・・・

- 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、
価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み。
- 米国、英国、豪州等で既に実施済み。

【法律案の概要】

1. 法の趣旨

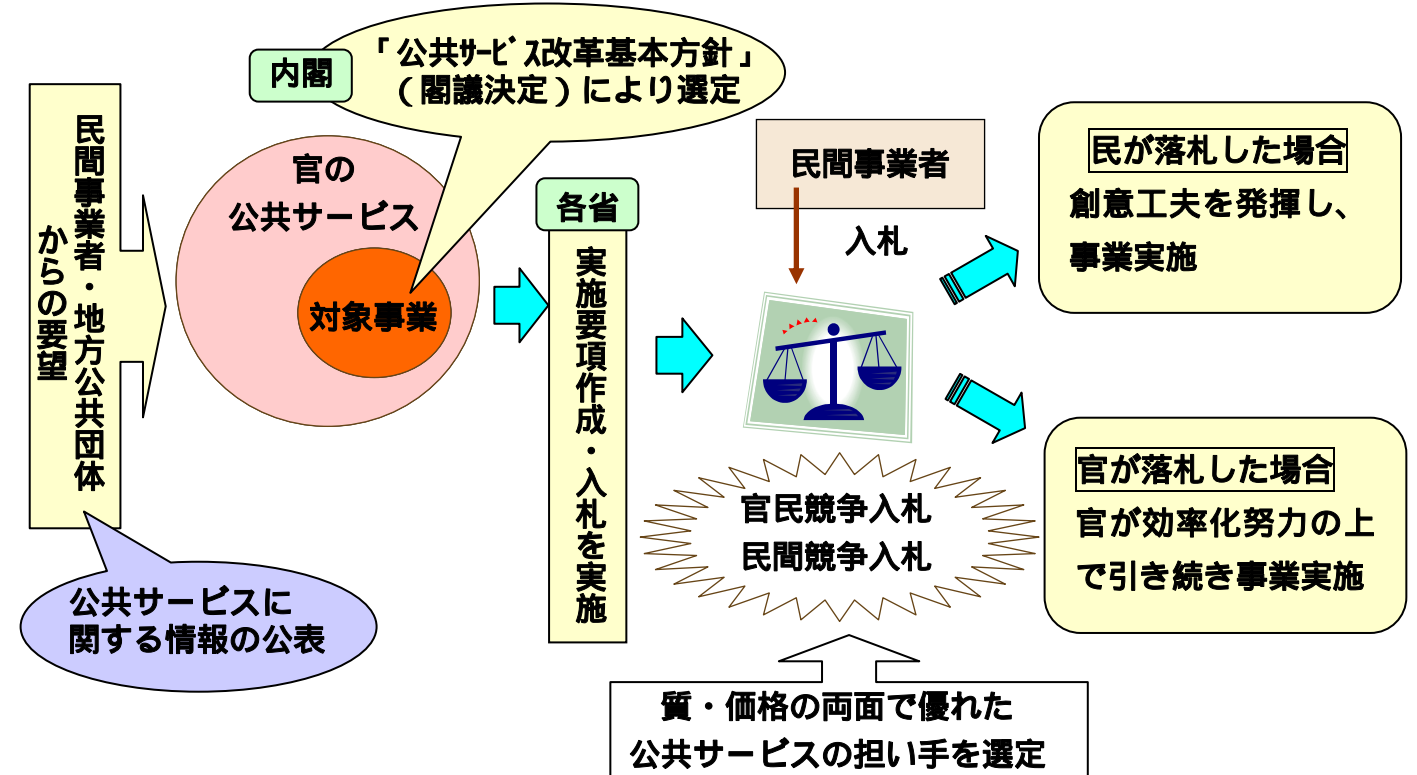
競争の導入による公共サービスの改革(「公共サービスに関して、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革」)の推進

2. 基本理念

公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行う。

見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止する。

3. 実施プロセス



「官民競争入札等監理委員会」がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保

4. 民が落札した場合の措置

適正な公共サービス実施を確保するための措置

秘密保持義務・みなし公務員規定

官の適正な監督(報告徴収、立入検査、必要な措置の指示)

法令の特例

対象となる公共サービスについて、民間事業者の参入を可能とする等の特例を法律中に規定。

【「第一弾」の特例】

八口ワーク関連業務(人材銀行等): 職業安定法の特例

社会保険庁関連業務(国民年金収納事業): 国民年金法の特例

地方公共団体の窓口業務(戸籍謄本の写しの引渡し等): 戸籍法の特例

今後も、法令の特例を追加していくことを予定。

人の移動を円滑化するための措置

落札事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し落札事業者
に雇用されて公共サービスに従事した後、公務に復帰した場合、退職手当の
算定について、公務員としての在職期間を通算する旨を規定。